

八雲町津波避難計画 修正概要

1. 修正の目的

本計画は、津波災害から住民の生命、安全を確保することを目的に、円滑な津波避難を行うための町の基本的な対応方針を定めるものである。八雲町では、平成16年度から平成22年度までに全道沿岸で北海道が作成した津波浸水予測図をもとに平成25年8月に本計画を策定した。その後北海道は、平成29年2月9日に東日本大震災の発生を踏まえた日本海沿岸における津波浸水想定を、令和3年7月19日に国が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」を基本とした太平洋沿岸の津波浸水想定（以下、日本海沿岸および太平洋沿岸の浸水想定結果を合わせて「最新の津波浸水想定結果」という。）を公表した。

今回の見直しは、北海道が公表した最新の津波浸水想定結果を踏まえた修正のほか、積雪寒冷地の課題の対応等を行ったものである。

2. 修正内容

目次構成を「津波避難計画策定指針（令和6年3月 北海道）」を参考に變更し、町の取組みについては第2章「7 津波避難対策」としてまとめて記載した。

また、第1章 総則の「3 用語の意味」、第2章 避難計画の5 避難困難地域と避難困難者数の「(5) 避難困難者の算出」、7 津波避難対策の「(2) 避難誘導等に従事する者の安全確保」、「(7) 積雪寒冷対策」を新たに記載した。

※水色塗：新たな考え方を入れて見直した項目、緑塗：新たな項目として新設した項目

目次項目		修正内容	計画頁
はじめに		・最新の津波浸水想定結果を踏まえて修正したことを追記	1
第1章 総則	1 目的	-	
	2 計画の修正	・計画のもととした津波浸水想定結果を旧津波浸水想定から最新の津波浸水想定に修正	2
	3 用語の意味	・津波避難計画策定指針（令和6年3月 北海道）に合わせて修正	2
第2章 避難計画	1 津波浸水区域及び津波到達時間	・最新の津波浸水想定結果に修正	3～6
	2 避難対象地域	・最新の津波浸水想定結果をもとに見直し ・津波注意報が発令される20cm以上の浸水想定深の範囲を含む行政区とする基準を新たに設定	7～9
	3 避難経路等	・5.5m以上の道路や避難先までの5.5m未満の道路を町が指定する避難路として具体的に指定 ・地震の揺れに伴う土砂災害や雪崩、落橋などによる避難の途絶、踏切道での長時間の遮断に留意することを新たに追記	10～12
	4 指定緊急避難場所	・現時点の町の指定施設に合わせて修正	13～16
	5 避難困難地域と避難困難者数	・最新の津波浸水想定結果をもとに避難困難地域を見直し、避難困難者数を新規に算出	17～21
	(1) 津波到達予測時間	・最新の津波浸水想定結果に修正	17
	(2) 避難可能距離（範囲）の設定	・最新の津波浸水想定結果に修正 ・東日本大震災の事例等から、避難が可能な限界の距離（直線距離で500m）を新たに設定	17～19
	(3) 避難先の設定	・20cm以上の津波浸水想定境界と避難路等との接点付近を避難の目標地点として新たに設定し、指定緊急避難場所とあわせて避難先として設定	19
	(4) 避難困難地域の設定	・(1)～(3)をもとに修正	20～21
	(5) 避難困難者の算出	・新設（避難困難地域を設定したため、避難困難地域に滞留している人口を新たに算出）	21

目次項目		修正内容	計画頁
6 避難方法		・ 5 避難困難地域と避難困難者数の結果を踏まえて、やむをえず自動車避難をする場合の記載として、「移動に時間を要する避難行動要支援者や、避難困難地域に滞留する等により、徒歩では津波から身を守ることが難しい場合」を追加 ・ 八雲地域、熊石地域の避難判断のフロー図を追記	21～22
7 津波避難対策		・ 町の津波避難対策として修正	23～34
(1) 初動体制		・ 八雲町地域防災計画で定めた体制に修正	23～25
(2) 避難誘導等に従事する者の安全確保		・ 新設（津波避難計画策定指針（令和6年3月北海道）に合わせて新たに記載）	25
(3) 津波情報等の収集・伝達		・ 八雲町地域防災計画で定めた内容に修正	26～31
(4) 避難指示の発令		・ 八雲町地域防災計画で定めた体制に修正	31
(5) 防災教育及び啓発		・ 新たに作成した八雲町ハザードマップや八雲町避難行動計画（マイ・タイムライン）シートの作成などについて啓発することを追記 ・ 厳冬期を想定した避難の備えの啓発などを進める必要があることを追記 ・ 令和6年度の実績を追記	32
(6) 津波避難訓練		・ 自動車による津波避難訓練の実施を検討することを追記 ・ 漁業協同組合と連携した避難行動計画等の策定や避難訓練等の検討を進めることを追記 ・ 平成30年度の実績を追記	32
(7) 積雪寒冷対策		・ 新設（津波避難計画策定指針（令和6年3月北海道）に合わせて新たに記載） ・ 町の主な備蓄倉庫や備蓄内容の表を追記	33～34
(8) 観光客、海岸利用者等の避難対策		・ 町民が、自ら率先して安全な高台や指定緊急避難場所に避難し、その際に周囲に避難を呼びかけるなど、その場の状況でできる助け合いを行うことを追記 ・ 住民や地域組織が主体となった避難訓練の実施や避難誘導マニュアル、マップの作成の検討を進めることを追記	35
(9) 避難行動要支援者等避難対策		・ 名称を災害時要援護者から、現在の定義である避難行動要支援者に変更 ・ 情報伝達や避難時の支援方法を、町で取り組んでいる避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の理解を深めるとともに、地域の支援ネットワークと協力しながら、自力で避難できない避難行動要支援者等の避難誘導に繋げる方針に見直し ・ 名簿に記載は名簿等に記載はないが避難に時間や配慮が必要な人もいることから、適切に避難ができるよう、町で事前に把握している所在情報等をもとに、迅速な安否確認や避難誘導を実施することを追記 ・ ヘルプカード等のツールを活用するほか、避難路等のバリアフリー化や、わかりやすい道路標識等の設置等を行うほか、避難行動要支援者等に配慮したトイレ空間の確保や自動車避難者を想定した駐車場の確保なども進めることを追記	36
(10) 地域津波避難計画		・ 住民が主体となったワークショップ等の実施や地域津波避難計画の作成の支援に加えて、住民に対して働きかけることを追記	36

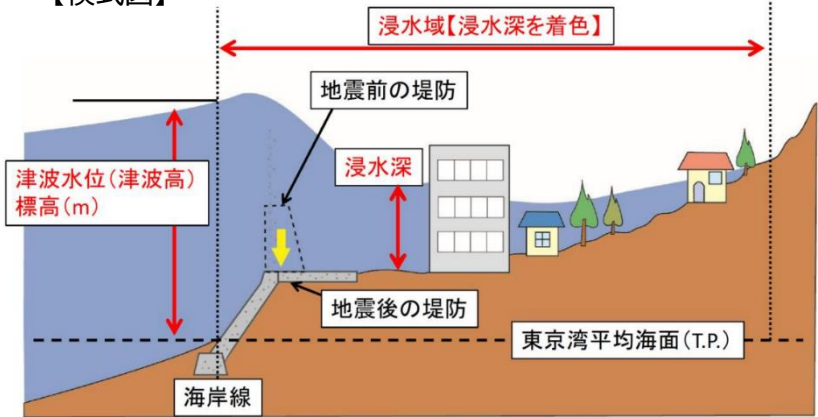
3. 主な修正箇所

(1) 避難対象地域の見直し

北海道の最新の津波浸水想定をもとに、気象庁から津波注意報が発令される基準となる20 cm以上の浸水深が想定される行政区を「避難対象地域」とした。八雲町内の浸水想定面積と津波水位、第一波到達最短時間、設定した避難対象地域を下記に示す。

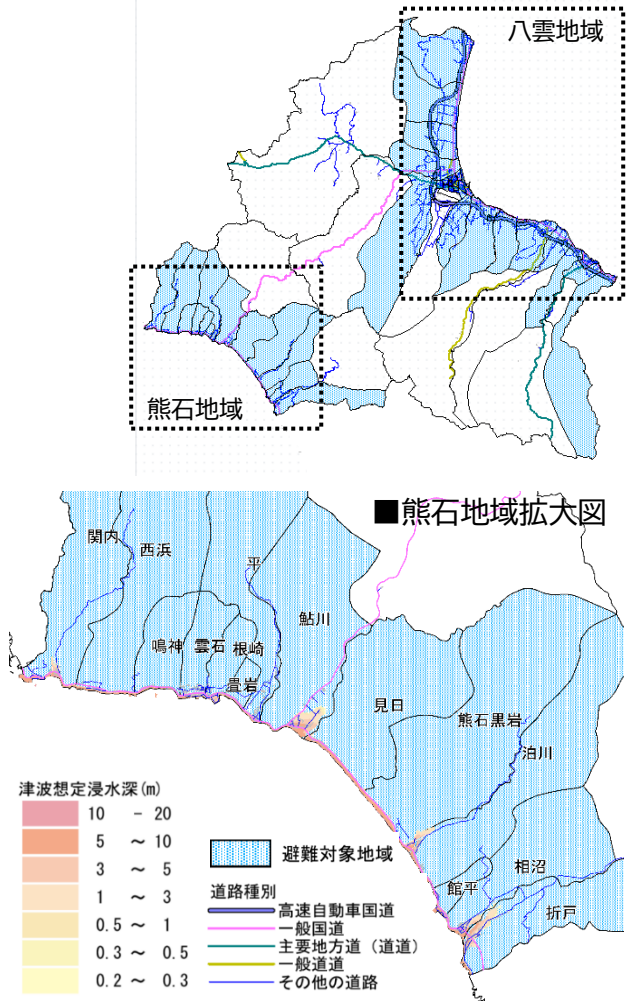
	熊石	八雲
最大浸水想定面積	260ha	2,350ha
最高津波水位	11.0m	10.4m
第一波到達最短時間	4分	68分

【模式図】

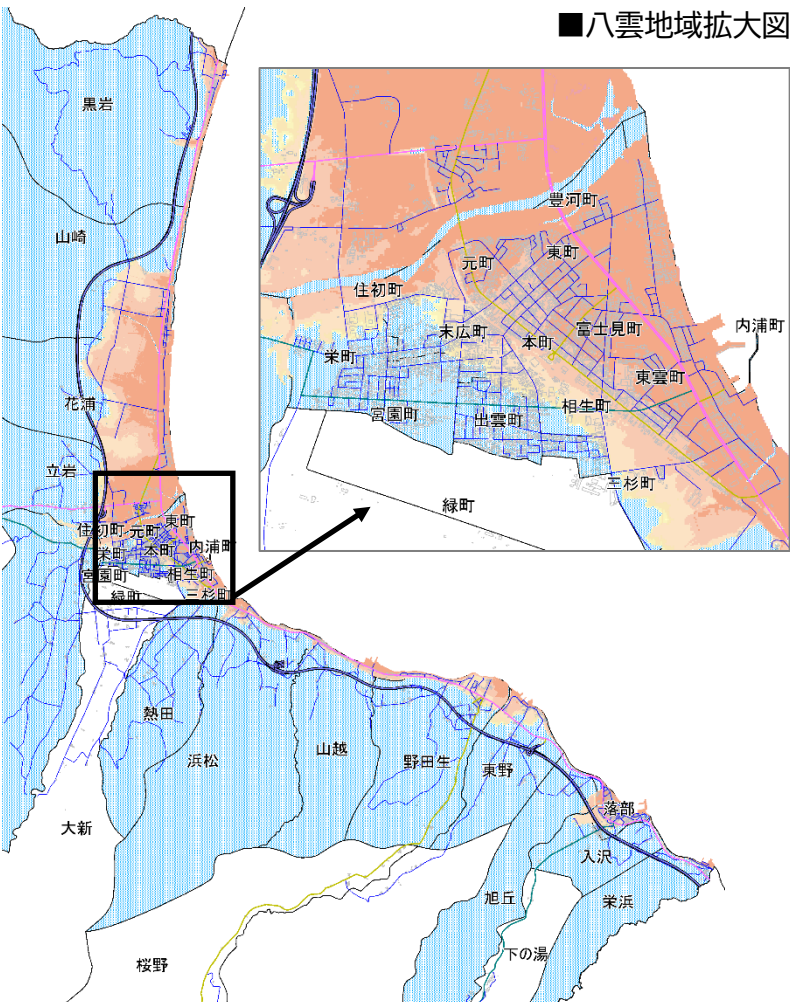


出典：北海道太平洋沿岸における津波浸水想定 解説書（令和5年2月）

【避難対象地域】



■八雲地域拡大図



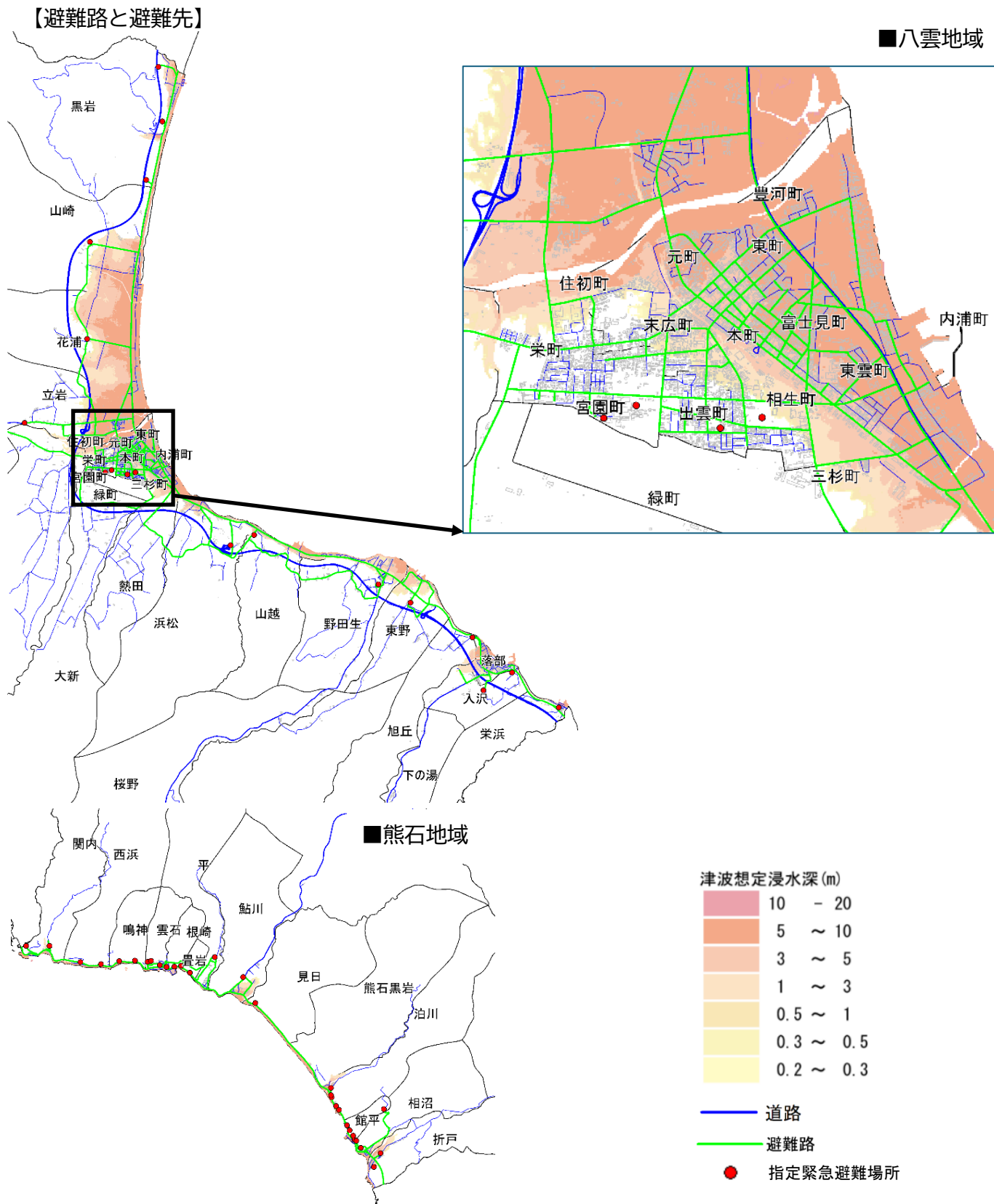
(2) 避難路と避難先

生活道路とされる幅員 5.5m 未満の道路よりも幅員の大きい道路を町が指定する避難路とした^注。住民は、避難路以外の安全な最寄りの道路も利用して、早く逃げることを第一として避難してもらうこととしている。また、津波が河川を遡上するおそれがあるため、川を渡るルートはできるだけ避けることとした。

避難先は、町が指定する指定緊急避難場所などを目標とし、ここなら安心と思わず「より早く」「より高い場所」を目指す。

注. 5.5m の避難路から指定緊急避難場所までのアクセス道路が幅員 5.5m よりも狭い場合も避難路として設定している。

熊石地区では、国道から移転改築中の八雲町熊石国民健康保険病院までの道路も避難路として設定している。

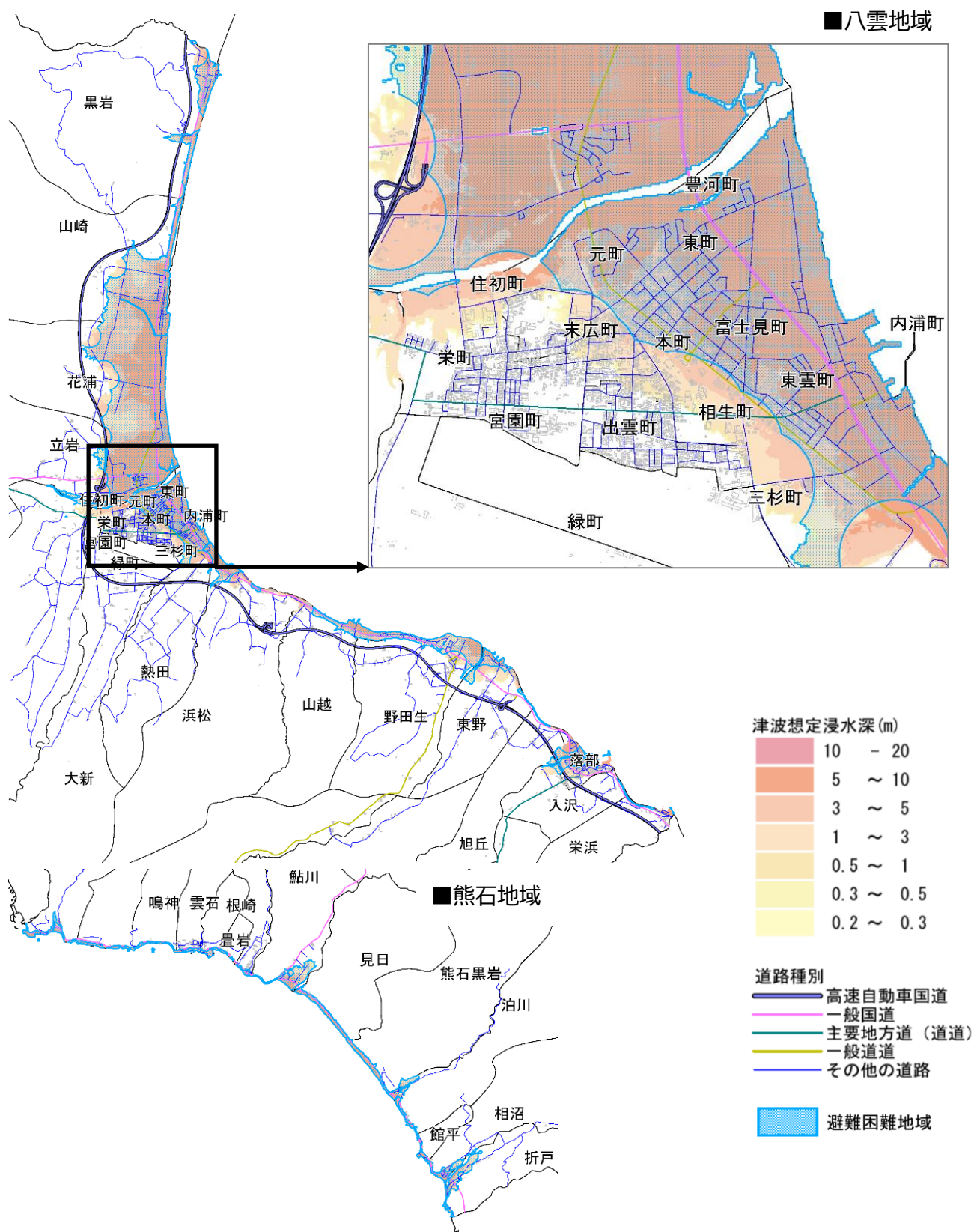


(3) 避難困難地域と避難困難者数

北海道の津波浸水想定によると、津波の第一波のピークが到達する最短時間は、八雲地域が68分、熊石地域が4分である。避難開始までの時間を2分として、1.0m/秒（1分で60m）で歩いて避難した場合、津波の第一波のピークが到達する最短時間までに、指定緊急避難場所や津波浸水想定 の区域外に避難できない地域（以下、避難困難地域という。）を設定した^注。試算によると、八雲町地域で約6,100人、熊石地域で約900人が避難困難地域に居住している。

注．試算では、東日本大震災の事例等から、避難が可能な限界の距離を設定した。そのため、避難先等から半径333m以上の範囲は避難困難地域となっている。

【避難困難地域】

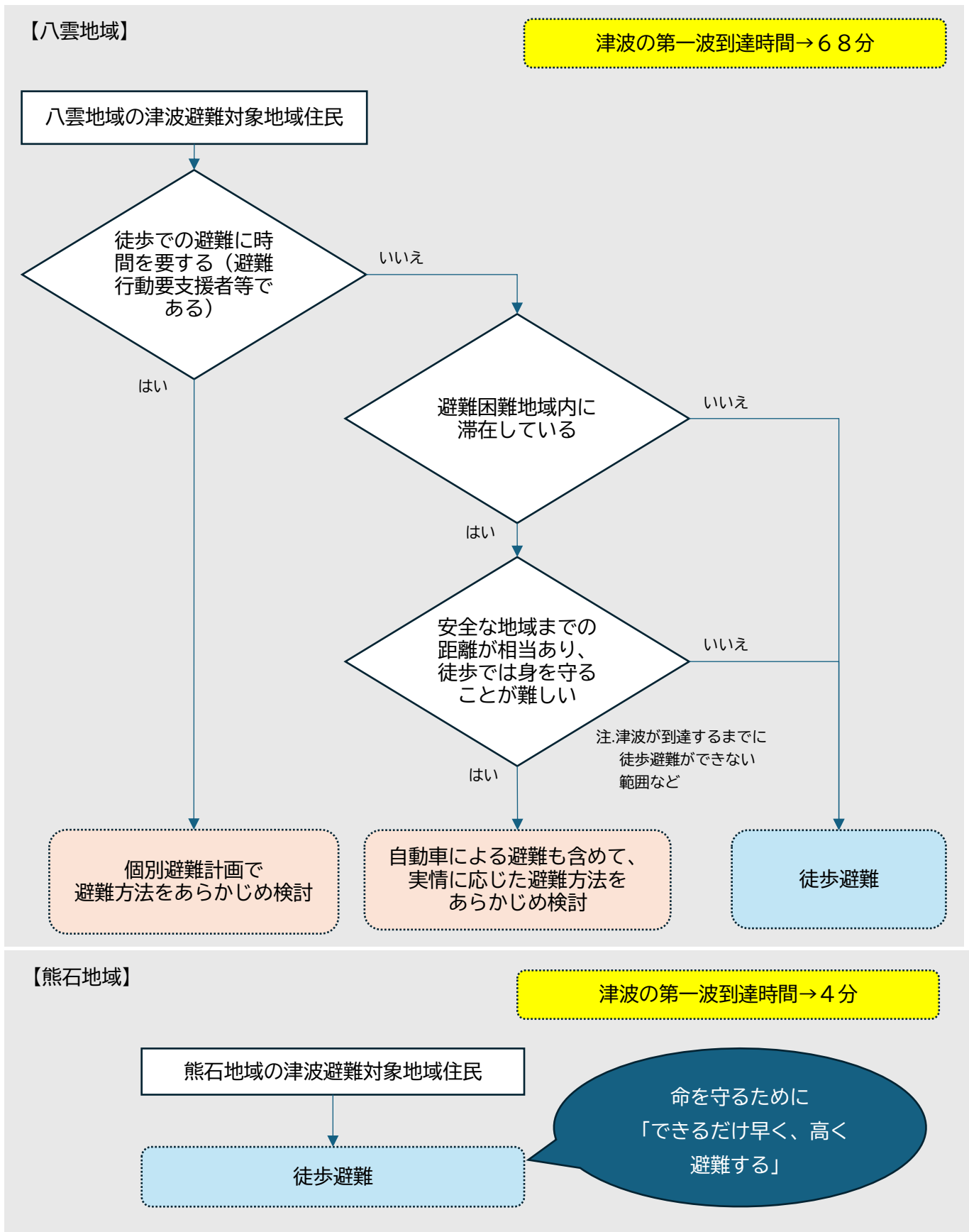


(4) 避難方法

避難方法は「原則徒歩」とした。

移動に時間を要する方や避難所・避難場所までの距離が相当ある方で、徒歩では津波から身を守ることが難しい場合は、自動車などでの避難もやむを得ないものとした。

渋滞や交通事故のおそれ、他の避難者が円滑に避難できないおそれがある場合は、その実情に応じた避難方法をあらかじめ検討する方針とした。



(5) 八雲町の津波避難対策（新設内容）

現行の八雲町津波避難計画に記載がないが、「津波避難計画策定指針（令和6年3月 北海道）」で示されている「避難誘導等に従事する者の安全確保」と「積雪寒冷対策」を新設の項目として新たに追加した。

① 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難誘導は、町職員、消防職員・消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たるものとし、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。町は、町職員、消防職員・消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

なお、避難誘導等においては、自らの命を守ることが基本である。津波災害時の消防団の活動を明確化するなど、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを地域で検討し、相互理解を深める。また、避難支援を受ける避難行動要支援者とも支援のあり方を相談し、避難の安全を確保する必要がある。

② 積雪寒冷対策

積雪等により起こり得る事象に対応するため、下記に示す留意事項に配慮しつつ、適切な応急対策を実施する必要がある。

ア 積雪等により避難に時間を要すること。

イ 積雪や凍結等により家屋の倒壊やライフライン等の被害が増大すること。

ウ 積雪や凍結等が輸送・復旧等の活動の阻害要因となること。

エ 雪崩・落雪の可能性があること。

オ 暴風雪による視界不良等により避難に時間を要し、吹きだまり等により避難経路が寸断される可能性があること。また、気温の低下等により低体温症のリスクが高まること。

カ 積雪寒冷期に、地震・津波災害とその他の自然災害との複合災害が発生した場合には、被害の拡大や対応の変化が生じること。

指定緊急避難場所等へのアクセスにおいては、八雲町地域防災計画に基づき、避難路や自動車避難場所を確保するための町道等の除雪や雪崩発生の可能性が想定される箇所のパトロール、住民に対する雪崩の注意喚起等の対策を進める。

また、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具や燃料の備蓄や非常用電源等の確保に努めるほか、床の底冷えを緩和する段ボールベッド等の備蓄等を進める。積雪により車両の進入等が出来なくなるなど、防災備蓄倉庫からの搬出が困難になるおそれがあることから、除雪資機材を準備しておく。

災害対策トイレについては、寒さで利用環境が悪化するほか、上下水道施設の被災も想定されることから、冬季でも利用可能なトイレの備蓄に努める。また、災害対策トイレを備蓄する建設事業者等との災害支援協定締結に努める。